

3 東京地方裁判所 平成18年1月24日判決

平成18年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ワ)第8901号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成17年11月18日

判 決

千葉県

原	告			X
訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	國	吉	朋	子
同	高	畠	希	之
訴訟復代理人弁護士	金	坂		翠

埼玉県川口市:

被 告

川崎市川崎区:

被 告

東京都台東区:

被 告

上記3名訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して2821万1350円及びこれに対する平成16年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

3

本件は、原告が、通貨証拠金取引をした会社の代表取締役及び取締役である被告らに対し、被告らが架空の取引を作出して原告の金員を領得したなどとして、取締役の対第三者責任及び不法行為に基づき、損害の賠償を求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、昭和26年〇月〇日生まれの主婦である。

株式会社サンワ・トラスト（以下「サンワ・トラスト」という。）は、為替証拠金取引に基づく外国為替取引業務などを登記上の目的とする株式会社である。

被告丹羽（以下「被告丹羽」という。）は、サンワ・トラストの代表取締役であり、被告藤田（以下「被告藤田」という。）及び被告岡田（以下「被告岡田」という。）は、サンワ・トラストの取締役である。

(2) 原告は、平成16年4月22日、サンワ・トラストとの間で、「通貨証拠金取引」基本契約を締結し、同日以降、通貨証拠金取引（以下、原告とサンワ・トラストとの間と同取引全体を「本件取引」という。）を行った。

(3) 平成16年7月14日付けの別紙通貨証拠金取引報告書1（甲5。以下「本件報告書1」という。）及び同年8月3日付けの同報告書2（甲6。以下「本件報告書2」という。）には、預り（金）残高として2610万円、建玉欄に平成16年5月13日に買い200枚、同月17日に買い100枚、同月25日に買い35枚、同年6月3日に買い100枚の記載があり、全建玉の値洗損益合計額は、本件報告書1には損失1609万1500円、本件報告書2には損失874万円の記載がある（甲5、6）。

(4) 平成16年8月6日付けの別紙通貨証拠金取引報告書3（甲3の2枚目。以下「本件報告書3」という。）には、上記4つの建玉のほか、同年7月1

2日に売り700枚の記載（以下「本件問題取引」という。）があり、同取引の売買損益とスワップ金利合計が損失2782万5000円、上記(3)の4つの建玉の売買損益合計が損失534万7000円、スワップ金利合計が94万3350円、同年8月6日の仕切の手数料が113万5000円、同日付け損益が損失3336万3650円、預り金2610万円で不足する損失が726万3650円と計算できる内容が記載されている。

また、同年8月6日付けの別紙通貨証拠金取引報告書4（甲3の1枚目。以下「本件報告書4」という。）には、余剰資金として1305万円の記載がある。

- (5) 原告は、平成16年10月4日、サンワ・トラストとの間で、サンワ・トラストが原告に対して800万円支払う、原告とサンワ・トラストとの間に今後一切債権債務が存在しないこととする旨の記載がある和解合意書（以下、「本件合意書」といい、同合意書に基づく合意を「本件合意」という。）に署名押印し、サンワ・トラストは、同日、原告に対し、800万円を支払った。

2 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、(1)本件問題取引が、原告がサンワ・トラストに手仕舞いを申し入れた平成16年8月5日以後に、サンワ・トラストにおいて実際には取引していないにもかかわらず、後付けされた架空のものであるか否か、(2)本件合意の効力如何である。

- (1) 本件問題取引が後付された架空のものか。

(原告)

ア 原告は、本件取引当初、サンワ・トラストと被告岡田を通じて連絡をとっていたが、平成16年7月ころから、被告藤田が担当者となった。

原告は、平成16年8月5日、本件取引を終了しようと考え、被告藤田に対してその旨申し入れたところ、被告藤田は、これを了承した。原告は、

同月6日、被告藤田に電話して本件取引の終了による清算金額を確認しようとしたところ、被告藤田から、同年7月12日に売り建てた700枚（本件問題取引）が値洗い損となっており、ほとんど返金することができないと言われた。

しかし、原告は、平成16年7月12日に売り玉を建てたことはなく、本件問題取引の後の作成日付けである平成16年7月14日付けの本件報告書1及び同年8月3日付けの本件報告書2には、いずれも本件問題取引の記載がないこと、本件問題取引の日とされる同年7月12日において、原告がサンワ・トラストに対し700枚の取引に必要な証拠金4200万円を預託していないことに照らし、本件問題取引は、被告らにおいて、原告に対する金銭の返還を免れようとするため、事後的に後付したものである。

被告らにおいて、本件問題取引を含めた本件取引全体でも、本件報告書3の損失726万3650円と本件報告書4の余剰資金1305万円の差額である578万6350円の精算金が残っていたとしていたため、原告は、同額の支払を求めていたところ、被告藤田の求めに応じて本件合意書に署名押印し、平成16年10月4日、サンワ・トラストから800万円の支払を受けた。サンワ・トラストによれば、差額の221万3650円は和解金であるとのことであった。

イ 原告の本訴請求

被告らは、サンワ・トラストの取引が破綻必至の取引であることを認識しながら、顧客である原告からの金銭を受領し続け、その必然的結果として、被告藤田は、原告に対し返還すべき金員について取引の後付という違法な行為を行い、被告岡田は、同違法行為に加担し、被告丹羽は同違法行為を認容したものであって、被告らは、共同不法行為に基づく責任を負うほか、サンワ・トラストの取締役である被告藤田において、「取引の後付」

という違法行為を自ら行い、被告丹羽及び被告岡田は、同社においてそのような顕著な違法行為が行われないうにサンワ・トラストの運営を適正にすべき取締役としての注意義務があるのに、これを怠ったものであり、旧商法266条の3（口頭弁論終結時は会社法施行前である）に基づく責任を負う。

よって、原告は、被告らに対し、共同不法行為又は旧商法266条の3に基づき、本件問題取引の売買損失とスワップ金利の合計損失2782万5000円からサンワ・トラストから受領した800万円と受領すべき清算金578万6350円の差額221万3650円を控除した2561万1350円及び弁護士費用260万円の合計2821万1350円並びにこれに対する不法行為の日である平成16年8月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払を求める。

（被告ら）

平成16年7月12日に2200万円を超える値洗い損が出ていたため、原告の了解のもとに、本件問題取引が行われたものである。その際、原告の預託状況、経済状況、その後の為替の動きに関する見通しなどにかんがみ、新たな証拠金の預託は受けなかった。本件報告書1及び2に本件問題取引の記載がないのは、単なる入力ミスである。

(2) 本件合意の効力如何

（被告ら）

原告は、平成16年8月6日、サンワ・トラストに対し、本件取引の終了を申し入れたので、サンワ・トラストは、同日をもって本件取引を終了し、原告の確定利益は、578万6350円となった。しかし、同額の返還では原告が納得しなかったため、本件取引によってサンワ・トラストが取得した手数料250万5000円の大部分である221万3650円をサンワ・トラストが負担することとして合計800万円を返還することで、サンワ・ト

ラストと原告との間で他に債権債務なしとすることに原告が合意し、平成16年10月4日、本件合意書を作成して本件合意をするとともに、サンワ・トラストは、原告に対し、800万円を支払った。

(原告)

本件問題取引が、原告から本件取引の終了を申し出るや、金銭を領得するために後付で作出されたという極めて違法性の高いものであること、原告が平成16年8月5日に本件取引の終了を申し出ながら、ほぼ2か月にわたってサンワ・トラストが返還義務を負うことに当時から争いがなかった清算金578万6350円の返還すら受けられず、本件合意書に署名しなければ同清算金すら返還が受けられない状態に置かれていたこと、清算金に上乗せされた221万3650円が本件問題取引によって作出された損失に比較して少額であることなどからすれば、本件合意は、本件取引に関する関係をすべて終了させるに足りる和解合意とはいえないし、原告において、サンワ・トラストに法的責任がないものと誤信して本件合意に及んだものであるから、本件合意は、意思表示に錯誤があつて無効であり、仮にそうでないとしても、公序良俗に反し無効である。

第3 争点に対する判断

1 事実経過について

前記争いのない事実等、証拠（甲1から6、10、乙1の1及び2、2から6、原告本人、被告丹羽本人、被告岡田本人、被告藤田本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、昭和26年生まれの女性であり、5000万円程度の預金を保有し、平成10年ころから、外国債券、投資信託、先物取引を行っていたほか、サンワ・トラスト以外の3社との間で外国為替証拠金取引を行っていた。
- (2) 原告は、平成16年4月中旬ころ、サンワ・トラストから電話勧誘を受け、被告岡田が担当者となって、サンワ・トラストとの間で外国為替証拠金取引

を開始した。

原告は、被告岡田の勧めに従い、同月23日に1400万円、同月28日に500万円、同月30日に360万円の合計2260万円をサンワ・トラストに預け、被告岡田の勧めに従って、アメリカドル、ユーロ、オーストラリアドルの取引を続けていた。

一方、原告は、サンワ・トラストに対し、本件取引による利益金の出金を求め、同年5月10日に303万4000円の支払を受けた。

原告は、被告岡田の勧誘に従い、同年5月25日、1840万円をサンワ・トラストに預託し、取引を継続していた。

同年7月ころ、原告の担当者が被告岡田から被告藤田に交代した。

(3) 原告は、同年8月、サンワ・トラストとの取引をこれ以上継続しても利益が出ないと判断し、同月5日、被告藤田に対し、電話でサンワ・トラストとの取引をすべて終了する旨の手仕舞い指示をすべく、指し値ですべての建玉を売るよう指示した。

(4) 原告は、同月6日の午前中、被告藤田に対し、指し値での売却ができたか否か確認したところ、被告藤田が指し値での売却ができた旨言ったので、被告藤田に対し、精算金の入金を指示した。これに対し、被告藤田は、「7月12日にドルが暴落したので、売りが入っています。」と言って、ほとんど返金することができないと言ったところ、原告は、被告藤田に対し、同日の売り建玉について「聞いていない。」と抗議した。

サンワ・トラストが、原告に対して平成16年7月14日ころ送付した同日付けの本件報告書1及び同年8月3日ころに送付した同日付けの本件報告書2には、預り（金）残高として2610万円、建玉欄に平成16年5月13日に買い200枚、同月17日に買い100枚、同月25日に買い35枚、同年6月3日に買い100枚の記載があり、全建玉の値洗損益合計額は、本件報告書1には損失1609万1500円、本件報告書2には損失874万

円の記載があるが、いずれにも本件問題取引の記載はない。

他方、サンワ・トラストが、原告に対し、原告の手仕舞い指示の後である平成16年8月9日ころに送付した同月6日付けの本件報告書3には、上記4つの建玉のほか、同年7月12日に売り700枚の本件問題取引の記載があり、同取引の売買損益とスワップ金利合計が損失2782万5000円、上記4つの建玉の売買損益合計が損失534万7000円、スワップ金利合計が94万3350円、同年8月6日の仕切の手数料が113万5000円、同日付け損益が損失3336万3650円、預り金2610万円和不足する損失が726万3650円と計算できる内容が記載されているほか、本件報告書4には余剰資金1305万円の記載がある。

原告は、被告藤田に対し、精算金の有無を尋ね、サンワ・トラストの計算によっても、本件報告書4の余剰資金1305万円と本件報告書3の損失726万3650円の差額である578万6350円の精算金があることを知り、被告岡田及び被告藤田に対し、何度も、少なくとも同額の精算金の即時返還を求めたが、被告岡田及び被告藤田は、社長に相談しているなどと言を左右にしてこれに応じなかった。

(5) 原告は、平成16年9月ころ、サンワ・トラストとの交渉につき、本件問題取引が無断売買であるとして森公任弁護士に相談したところ、同弁護士は、サンワ・トラストからの回収が現実的には難しいのではないかと告げて受任しなかった。

(6) 原告は、平成16年9月末ころ、サンワ・トラスト側から、精算金は返還するが一筆書いてもらうのでサンワ・トラストの事務所に来るように言われた。

原告は、一筆書いてもらうと言われたことにつき、上記森弁護士に相談したところ、同弁護士から、一筆書かない限り精算金の返還を受けられないことを確認するように言われた。そこで、原告は、被告岡田及び被告藤田に電

話し、一筆書かないと精算金の返還を受けられないのかを確認したところ、両名とも、一筆書かないと返還しないと述べた。

原告は、平成16年10月4日、サンワ・トラストの事務所を訪れて被告藤田と会った。被告藤田は、原告に対し、本件合意書を差し出し、本件合意書に署名押印するよう求め、原告は、本件合意書に署名押印した。

(7) 原告は、平成16年10月から11月ころ、別の弁護士にサンワ・トラストとの交渉を依頼したが、交渉は進展しなかった。

(8) 原告は、平成17年2月、原告訴訟代理人荒井哲朗弁護士に、サンワ・トラストとの間で本件問題取引が無効であることを前提とした交渉を依頼した。

2 争点(1) (本件問題取引が後付された架空のものか) について

被告らは、本件報告書1及び2に本件問題取引の記載がないことにつき、単なる入力ミスであると主張するが、入力ミスという主張自体が、被告らの主張の信用性に疑問を生じさせるものであることや、原告が被告藤田から本件問題取引の存在を告げられるや、直ちに聞いていないと抗議していること、本件問題取引の際、原告がサンワ・トラストに対し700枚の取引に必要な証拠金4200万円を預託していないこと、原告が、被告岡田及び被告藤田に対し、本件問題取引の存在を仮定した場合の精算金578万6350円の支払を請求したのに対し、同被告らが、言を左右にして支払わず、原告が本件合意書に署名押印した後で、同精算金に約221万円の和解金と称する金員を上乗せして支払っていることなど本件取引終了後の経過等の事情を考慮すると、少なくとも被告藤田は、原告からの平成16年8月5日に手仕舞い指示を受けて、それまでは存在しなかった本件問題取引をあたかも取引したかのように装って原告に告げたもので、被告岡田も、本件問題取引がそのような経緯で作出されたことを十分認識していたと認めるのが相当である。

被告らは、本件問題取引の際に原告から証拠金の預託を求めなかったことに

つき、当時の原告の預託状況、経済状況、その後の為替の動きに関する見通しなどにかんがみて新たな証拠金の預託を受けなかったと主張する。しかしながら、被告らの主張の意味するところは、原告が、当時、追証拠金を入れることができない経済状態であったということに帰し、サンワ・トラストのような取引業者が、そのような経済状態にある者との間で、証拠金の預託を受けることなく取引をすること自体が考えがたいことであって、この点に関する被告らの主張は、到底採用することができない。

以上のとおり、本件問題取引は、原告の手仕舞い指示後に被告藤田によって作出された架空のものであるというべきである。

3 争点(2) (本件合意の効力如何) について

本件合意は、原告とサンワ・トラスト間の合意であって、原告の被告らに対する本訴請求の成否の判断において、本件合意の存在がその障害となるか否かに疑問なしとしないが、この点は措き、被告らに対する関係でも本件合意の効力が及ぶものとして判断するに、本件問題取引が、原告から本件取引の終了を申し出るや、金銭を領得するために作出された架空のものであること、原告が平成16年8月5日に本件取引の終了を申し出ながら、ほぼ2か月にわたって争いがない清算金578万6350円の返還すら受けられず、本件合意書に署名しなければ同清算金すら返還が受けられない状態に置かれていたこと、清算金に上乗せされた221万3650円が本件問題取引によって作出された損失に比較して少額であることなどからすれば、被告藤田において、架空の本件問題取引を作出した上で、被告岡田及び被告藤田において、和解に合意しなければ精算金の支払を拒否するという方法で、原告に本件合意をさせた経緯が明らかであり、原告は、弁護士に相談の上、本件合意書に署名押印しなければ精算金の支払が受けられない状況で、本件合意書に署名押印したものであるから、本件合意書に記載がある、原告とサンワ・トラスト間に一切債権債務が存在しないという内容の清算条項を容認する意思がなかったものと認めるのが相当で

ある。したがって、本件合意は、本件取引に関する原告とサンワ・トラスト及び被告ら間の債権債務関係をすべて清算させるに足りる合意であると認めることはできないというべきである。

したがって、原告は、本件合意の存在にかかわらず、被告らに対し、損害賠償請求することができるものと解される。

4 被告らの責任について

(1) 被告藤田は、架空の本件問題取引を作出し、被告岡田は、本件問題取引が架空のものであることを知りながら、被告藤田とともに、和解に合意しなければ精算金の支払を拒否するという方法で原告に本件合意をさせたものであるから、被告岡田及び被告藤田は、架空の本件問題取引を作出し、同取引による売買損失とスワップ金利合計名目で原告に2782万5000円の損害を与えたものとして、共同不法行為（民法719条）が成立する。なお、仮に共同不法行為の成立を度外視しても、被告岡田及び被告藤田は、サンワ・トラストの取締役として、同社の業務執行につき悪意若しくは重過失があり、それによって原告に上記同額の損害を負わせたものとして、旧商法266条の3第1項に基づき、同額の損害賠償責任を負う。

(2) 証拠（乙4から6、被告岡田本人、被告藤田本人、被告丹羽本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告丹羽は、被告岡田及び被告藤田らの部下に対し、サンワ・トラストの営業対象や方法について指示していたこと、本件合意のごとき和解の締結について決裁権限を有し、実際に決裁していたことが認められ、以上に照らすと、被告丹羽において、被告藤田による架空の本件問題取引の作出並びに被告岡田及び被告藤田による架空の本件問題取引を前提としての原告との交渉と本件合意の締結につき、これを認識認容していたものと認められるから、被告丹羽は、被告岡田及び被告藤田とともに、共同不法行為に基づく責任を負うというべきである。なお、仮に共同不法行為の成立を度外視しても、被告丹羽は、サンワ・トラストの代表取締役として、取締

役である被告岡田及び被告藤田の業務執行につき注意を払い、本件問題取引のごとき架空の取引を作出して顧客に損害を被らせないようにすべきであるのに、悪意若しくは重過失によって原告に上記2782万5000円の損害を与えたものであるから、旧商法266条の3第1項に基づき、同額の損害賠償責任を負う。

- (3) 以上によれば、被告らは、2782万5000円から原告がサンワ・トラストから受領した800万円と受領すべき清算金578万6350円の差額221万3650円を控除した2561万1350円と、被告らは、原告の弁護士費用として260万円を賠償するのが相当であるから、合計2821万1350円並びにこれに対する不法行為の日である平成16年8月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払義務がある。
- 5 よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判官 春 名 茂

甲第 5 号証

(別紙)

通貨証拠金取引報告書 1

〒 286-
千葉県

X 様

株式会社 **サカイ** ラスト

〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-9-2

TEL:(03)3666-8801

FAX:(03)3666-8868

日付: 2004/07/14
顧客番号: 1345
本日引値: 109.23

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引が整いましたのでご報告いたします。

入金		出金		入庫		出庫		代用	現金
日付	通貨	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
								合計	0

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
									合計

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利 * 日数	SP金利合計	売買損益
									売買損益計

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益	
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000	6,000	109.23	218,460,000	-9,320,000	
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000	3,000	109.23	109,230,000	-4,170,000	
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000	1,050	109.23	38,230,500	-1,151,500	
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000	3,000	109.23	109,230,000	-1,450,000	
合計		0	435								-16,091,500

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
0					

入出金	0		
売買損益	0		
SP金利合計	0		
手数料	0		
預り残高	26,100,000	現金	26,100,000
当日損益	0	代用	0
		振戻	0
値洗	-16,091,500		
必要証拠金	26,100,000		
追加証拠金	13,050,000	61.5 %	
余剰資金	-13,050,000		

株式会社 サカイ ラスト

(別紙)

通貨証拠金取引報告書 2

甲第 6 号証

〒 286-
千葉県

株式会社 サンワラスト

〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-9-2

TEL:(03)3666-8801

FAX:(03)3666-8868

X 様

日付: 2004/08/03

顧客番号: 1345

本日引値: 110.92

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引が整いましたのでご報告いたします。

入金明細		出金明細		入金(現金)		出金(現金)		入庫(代用)		出庫(代用)		代用	現金	
日付	通貨	日付	通貨											
												合計	0	0

取引明細		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)	
日付	通貨									
									合計	0

売却明細		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利*日数	SP金利合計	売買損益	
日付	通貨									
									売買損益計	0

残高		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益	
日付	通貨										
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000	6,000	110.92	221,840,000	-5,940,000	
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000	3,000	110.92	110,920,000	-2,480,000	
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000	1,050	110.92	38,822,000	-560,000	
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000	3,000	110.92	110,920,000	+240,000	
合計		0	435								-8,740,000

預り代用		銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
代用コード						
						0

座況表						
入出金			0			
売買損益			0			
SP金利合計			0			
手数料			0			
預り残高			26,100,000	現金		26,100,000
当日損益			0	代用		0
				帳尻		0
値洗			-8,740,000			
必要証拠金			26,100,000			
追加証拠金			0	33.4%		
余剰資金			0			

株式会社 サンワラスト

(別紙)

通貨証拠金取引報告書 3

〒 286-
千葉県

X 様

株式会社サノラスト
 〒103-0013
 東京都中央区日本橋人形町1-9-2
 富士ビル3F
 TEL:(03)3666-8801
 FAX:(03)3666-8868

日付: 2004/08/06
 顧客番号: 1345
 本日引値: 111.62

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引が整いましたのでご報告いたします。

入金(現金)		出金(現金)		入庫(代用)		出庫(代用)		代用	現金
日付	通貨								
								合計	0
									0

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
2004/08/06	ドル/円	235		111.70	2004/12	262,495,000		1,000	-235,000
2004/08/06	ドル/円	200		111.70	2004/09	223,400,000		1,000	-200,000
2004/08/06	ドル/円		700	111.62	2004/12	781,340,000		1,000	-700,000
								合計	-1,135,000

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利*日数	SP金利合計	売買損益	
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000				
2004/08/06	ドル/円	100		111.70		111,700,000	3000*75	225,000	-1,700,000	
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000				
2004/08/06	ドル/円	35		111.70		39,095,000	1050*67	70,350	-287,000	
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000				
2004/08/06	ドル/円	100		111.70		111,700,000	3000*58	174,000	+1,020,000	
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000				
2004/08/06	ドル/円	200		111.70		223,400,000	6000*79	474,000	-4,380,000	
2004/07/12	ドル/円		700	107.74	2004/12	754,180,000				
2004/08/06	ドル/円		700	111.62		781,340,000	-35000*19	-665,000	-27,160,000	
								売買損益計	278,350	-32,507,000

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
合計										0

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
					0

口座状況表	
入出金	0
売買損益	-32,507,000
SP金利合計	278,350
手数料	-1,135,000
預り残高	26,100,000
当日損益	-33,363,650
	現金 26,100,000
	代用 0
	振戻 -33,363,650
値洗	0
必要証拠金	0
追加証拠金	0
余剰資金	-7,263,650

(別紙)

通貨証拠金取引報告書 4

甲第 3 号証

〒 286-
千葉県

X 様

株式会社 サンワラスト

〒103-0013
東京都中央区日本橋大塚1-9-2
富士ビル3F

TEL:(03)3666-8801

FAX:(03)3666-8868

日付: 2004/08/06
顧客番号: 1345
本日引値: 134.63

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引がございましたのでご報告いたします。

入金・出金明細		入金(現金)	出金(現金)	入庫(代用)	出庫(代用)	代用	現金
日付	通貨						

合計 0 0

売取・買付明細		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
日付	通貨								

合計 0 0

仕切明細		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利*日数	SP金利合計	売買損益
日付	通貨								

売買損益計 0 0

残高		売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
日付	通貨									

合計 0 0

預り代用		銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
代用コード						

0

目録表

入出金	0		
売買損益	0		
SP金利合計	0		
手数料	0		
預り残高	12,492,000	現金	12,492,000
当日損益	0	代用	0
		振戻	558,000
値洗	0		
必要証拠金	0		
追加証拠金	0		
余剰資金	13,050,000		

株式会社 サンワラスト